三　当該森林組合が吸収分割組合（法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合をいう。以下同じ。）である場合において、法第六十条の二第一項の総会の招集の決定をした日における第九十九条の二第一号（二及びホを除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四　当該組合が吸収分割承継組合等（法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割承継組合等をいう。以下同じ。）である場合において、法第六十条の二第一項（法第百九条第三項において準用する場合を含む。）の総会の招集の決定をした日における第九十九条の二第二号（ホ及びヘを除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（吸収分割連合会及び吸収分割承継連合会が締結する吸収分割契約の承認に関する議案）

第八十八条の三　理事が法第百八条の四第二項に規定する吸収分割契約の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該吸収分割を行う理由

二　吸収分割契約の内容の概要

三　当該森林組合連合会が吸収分割連合会（法第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会をいう。以下同じ。）である場合において、法第百九条第三項において準用する法第六十条の二第一項の総会の招集の決定をした日における第九十九条の三第一号（二及びホを除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四　当該森林組合連合会が吸収分割承継連合会（法第百八条の四第一項に規定する吸収分割承継連合会をいう。以下同じ。）である場合において、法第百九条第三項において準用する法第六十条の二第一項の総会の招集の決定をした日における第九十九条の三第二号（ホ及びヘを除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（新設分割計画の承認に関する議案）

第八十八条の四　理事が法第百八条の十二第二項に規定する新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該新設分割を行う理由

二　新設分割計画の内容の概要

三　法第六十条の二第一項（法第百九条第三項において準用する場合を含む。）の総会の招集の決定をした日における第九十九条の四各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（事業譲渡に係る承認に関する議案）

第八十八条の五　理事が事業譲渡に係る承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該事業譲渡を行う理由

二　当該事業譲渡に係る契約の内容の概要

三　当該契約に基づき当該組合又は生産森林組合が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

（貸借対照表に関する事項）

第九十三条　法第六十六条第二項第二号（法第八十四条第四項（法第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第百条第二項、第百条の三第六項、第百条の十八、第百八条の七、第百八条の十五及び第百九条第三項において準用する場合並びに法第八十八条の五第一項及び第百条の二十四において読み替えて準用する場合を含む。）の農

（新設）

（新設）

（財産目録及び貸借対照表に関する事項）

第九十三条　法第六十六条第二項第二号（法第八十四条第四項（法第百条第四条、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第百条第二項、第百条の三第六項、第百条の十八及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、法第六十六条第一項の財産目録及び貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨とする。